

町県民税 所得税

の申告相談

町での申告は **2月14日金** ～ **3月14日金** まで

※七尾税務署では3月17日(月)まで

平成25年中の所得について町県民税や所得税の申告が必要な場合は、必ず申告してください。

町の職員が行う申告相談では、町県民税の申告および所得税の確定申告(税務署で申告相談が必要な人以外)の受け付けを行います。

※申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減が受けられないことや所得証明書が交付できないことがあります。

税務署で申告相談が必要な人

- ①土地や株式を売った人
- ②はじめて住宅ローン控除を受ける人
- ③青色申告、収入金額1千万円以上の事業所得がある人
- ④損失の申告をする人
- ⑤死亡した人の申告をする人
- ⑥過去の年分の申告をする人

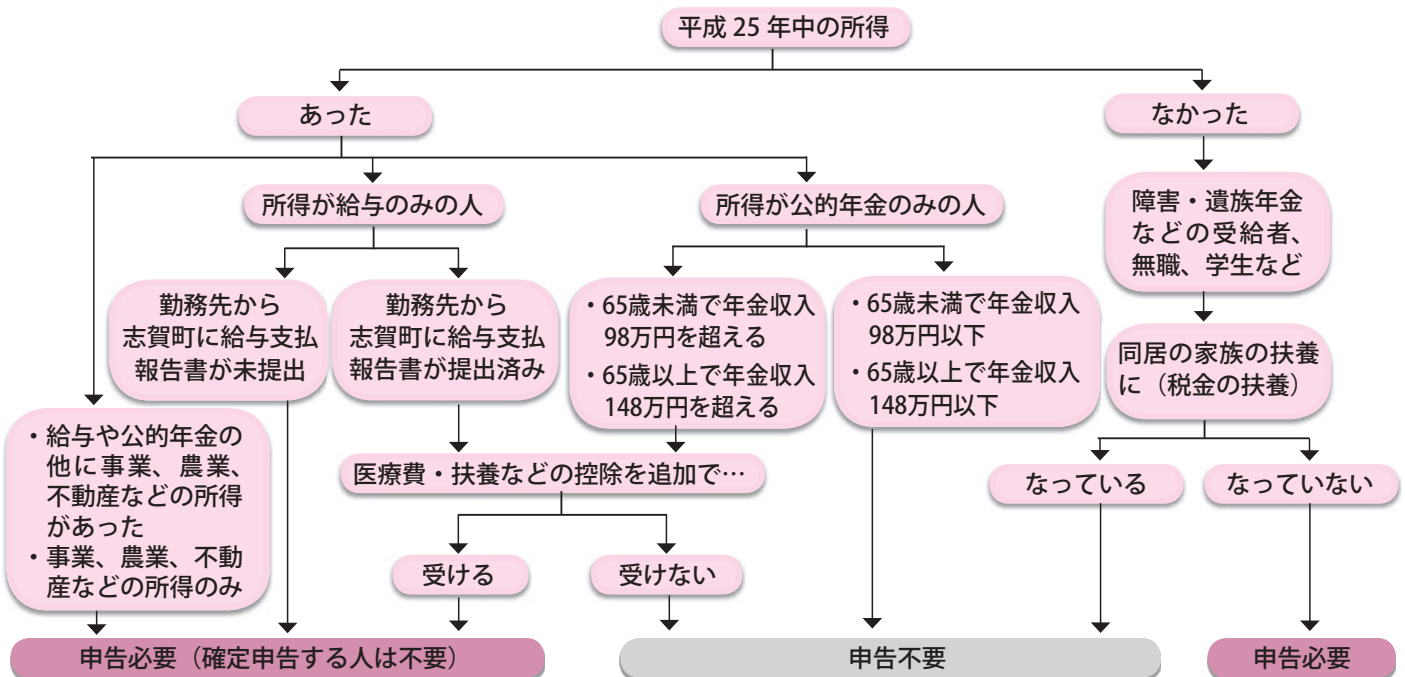
※町の申告相談では受け付けしません。ただし、②～⑥は七尾税務署の出張受付日(次頁の申告相談日程表を参照)に限り受け付けできます。

▶所得税の確定申告が必要な人(例)

- ①給与所得者で
 - ・給与の年収が2千万円を超える
 - ・給与以外の所得が20万円を超える
 - ・2力所以上から給与を受け、従たる給与などの支払い額が20万円以上
 - ・退職などで年末調整を受けていない
- ②事業所得、不動産所得、公的年金所得などがあり前年中の所得の合計が所得控除の合計額を超える
 - ※年金の収入金額が400万円以下で年金以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告の必要はありません。
- ③医療費控除などで所得税の還付を受ける

■所得税の確定申告に関しては… 七尾税務署 個人課税第1部門 ☎ 0767-52-9336 〒 926-8686 七尾市小島町大開地3番地7号

▶町県民税の申告が必要な人(平成26年1月1日現在、志賀町に住んでいる人)



申告に必要なもの

■収入や経費のわかるもの

- ①給与・年金のある人：源泉徴収票
- ②事業・農業・不動産のある人：収支内訳書(自分で作成)、収入経費のわかるもの
- ③その他の収入のある人：収入経費のわかるもの

■印鑑

■所得税を還付する人は口座番号のわかるもの

■税務署や役場から申告書が届いた人はその書類

■控除額がわかるもの

- ①医療費の領収書(自分で合計)、保険金など補てん金額のわかるもの
- ②国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの支払証明書
- ③生命・地震保険料の掛金の控除証明書
- ④身体障害者手帳、療育手帳など

■町県民税の申告に関しては… 志賀町役場 税務課住民税担当 ☎ 32-9142 〒 925-0198 志賀町末吉千古1番地1

e-Tax (イータックス)

～ネットで便利、24 時間確定申告～

インターネットを利用して、自宅などから申告や納税、さまざまな申請・届出などができる便利なシステム [e-Tax]。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告データを、同コーナーの画面上からそのまま税務署に送信 (申告) することができます。

▶ e-Tax を利用して確定申告すると ◀

- ・添付書類の提出や提示を省略できます。
- ・還付金を早く受け取ることができます。
- ・24 時間いつでも利用可能です
- ・申告書などを税務署から取り寄せる必要がありません。

申告相談の日程

申告会場行きの無料臨時バスを運行します。

※地区指定日に都合が悪い場合は、指定日以外でも受付します。

申告会場	相談日	受付時間 (9 時～正午)		受付時間 (13 時～16 時)	
		対象地区	臨時バス	対象地区	臨時バス
役場富来支所 (富来活性化センター)	2/14(金)	草木・荒屋・谷神・三明	①	豊後名・中山・日下田・町居・日用・六実	-
	2/17(月)	福浦地区 (日和山・丹和)	②	中島・福浦地区 (町波・水の澗・和光台)	②
	2/18(火)	稗造第 1 地区	③	稗造第 2 地区	③
	2/19(水)	八幡・八幡座主・中泉・給分	-	中浜・相神	-
	2/20(木)	里本江	-	大福寺・栢木・稲敷・草江・大鳥居	④
	2/21(金)	酒見	⑤	香能・赤崎・小窪	⑤
	2/23(日)	日曜受付 (熊野・福浦・西海・西浦地区)	-	日曜受付 (稗造・西増穂・東増穂・富来地区)	-
	2/24(月)	西海風無	⑥	西海風戸・西海千ノ浦・西海久喜	⑥
	2/25(火)	鹿頭	⑦	笹波・前浜	⑦
	2/26(水)	富来領家町	-	富来領家町	-
志賀町役場 (大会議室)	2/27(木)	富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下	-	富来地頭町	-
	2/28(金)	館・福井・東谷内・上棚・二所宮・矢駄中野	-	上熊野地区	⑧
	3/3(月)	加茂地区	⑨	大坂・穴口・米浜・西山台	-
	3/4(火)	徳田	⑩	代田・火打谷	-
	3/5(水)	館開・新林・牧山	⑩	出雲・北吉田・清水今江	-
	3/6(木)	矢田・印内・仏木	⑪	谷屋・栗山・緑ヶ丘・梨谷小山	⑪
	3/7(金)	福野・長沢・坪野・宿女	-	岩田・大島・甘田	⑫
	3/9(日)	日曜受付 (上熊野・土田・志加浦・堀松地区)	-	日曜受付 (加茂・下甘田・中甘田・高浜地区)	-
	3/10(月)	小浦・百浦・赤住	⑬	川尻・町・安部屋・安部屋営団・上野・大津	⑬
	3/11(火)	末吉・ロイヤルシティ健康村・志賀の郷住宅	-	堀松・神代・矢蔵谷・猪ノ谷	-
	3/12(水)	高浜 1 区～4 区	-	高浜 5 区～8 区	-
	3/13(木)	高浜 9 区～11 区・旭ヶ丘	-	ハマナス・東旭	-
	3/14(金)	新大念寺・アスナロ	-	予備日 (全地区)	-

- ① 2/21(金) 富来支所と 3/7(金) 役場本庁は、17時30分～20時まで「夜間受付」を行います。(全地区対象)
- ② 2/23(日) 富来支所と 3/9(日) 役場本庁は「日曜受付」を行います。
- ③ 3/3(月)・3/4(火)・3/5(水) 志賀町役場で七尾税務署の職員が「出張受付」を行います。
これまでに税務署で申告していた人は利用してください。(土地や株式を売った場合の申告は受け付けできません)

■ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

■ e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

■ 志賀町役場ホームページ <http://www.town.shika.lg.jp>

時刻表は次ページへ



申告会場行 志賀地域 臨時無料バス 時刻表

会場：志賀町役場

※帰りの出発時刻については、当日の状況などにより変更になる場合がありますのでご了承ください。

⑧ 2月28日(金)

《下甘田線》

下甘田線は運休します

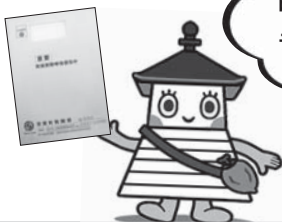
《上熊野線》

バス停名	午後(発)
長田	12:13
長田口	12:15
直海大釜	12:16
直海中村	12:17
釈迦堂	12:19
直海高位	12:21
直海別所	12:22
松木	12:23
不動の滝	12:25
小室野	12:26
米町集会所	12:28
米町	12:29
田原	12:32
五里峠北(※)	12:34
五里峠南(※)	12:35
牛ヶ首	12:37
牛ヶ首集会所	12:38
ひらそ地藏	12:39
猪の谷	12:40
児童クラブ前	12:44
堀松	12:45
乳児園前	12:46
(会場到着)	12:50
帰りに発時刻	15:00

※五里峠区の皆さんへ

積雪でバスが通行できない場合は、防災行政無線でお知らせします。

申告に行っ
てきまあ〜す!



⑨ 3月3日(月)

《加茂循環線》

バス停名	午前(発)
親右衛門谷	8:20
安津見谷内	8:25
安津見集会所	8:26
安津見	8:27
倉垣口	8:28
倉垣中央	8:29
倉垣	8:31
矢駄上野出	8:33
矢駄小林	8:34
矢駄宮の前	8:35
大坂	8:37
穴口	8:39
米浜	8:41
(会場到着)	8:45
帰りに発時刻	11:00

⑩ 3月4日(火)・5日(水)

《土田東回り線》

バス停名	午前(発)
徳田	8:11
徳田北	8:13
大灘口	8:15
石田前	8:16
徳田集会所	8:18
淵ヶ谷内	8:19
青谷	8:22
赤坂	8:27
道興寺前	8:29
館開中央	8:31
土田郵便局	8:32
代田	8:33
牧山	8:35
火打谷	8:37
出雲	8:40
梨谷口	8:43
北吉田	8:44
北吉田中央	8:45
清水今江集会所	8:46
清水今江	8:47
末吉	8:48
(会場到着)	8:50
帰りに発時刻	11:00

⑪ 3月6日(木)

《土田西回り線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
矢田集会所	8:11	12:11
矢田中央	8:12	12:12
矢田	8:14	12:14
土田小学校	8:15	12:15
印内	8:18	12:18
代田山手	8:20	12:20
谷屋	8:24	12:24
栗山	8:25	12:25
仏木西	8:29	12:29
仏木中央	8:30	12:30
営団	8:32	12:32
シルバーハウス	8:33	12:33
土田支所前	8:34	12:34
牧山	8:36	12:36
梨谷小山橋	8:39	12:39
梨谷小山集会所	8:40	12:40
小山	8:41	12:41
堀松南	8:46	12:46
末吉	8:48	12:48
(会場到着)	8:50	12:50
帰りに発時刻	11:00	15:00

⑫ 3月7日(金)

《中甘田・甘田循環線》

午前の便は運休します

バス停名	午後(発)
長沢	12:19
大島中央	12:21
大島海水浴場口	12:22
大島キャンプ場口	12:24
甘田	12:27
くるみ谷	12:29
長島	12:32
岩田	12:34
坪野	12:36
宿女	12:38
福野口	12:40
福野	12:41
高浜小学校	12:42
大念寺	12:44
志賀クリニック	12:46
高浜バスターミナル	12:49
(会場到着)	12:50
帰りに発時刻	15:00

⑬ 3月10日(月)

《志加浦線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
赤住	9:21	13:21
松戸	9:22	13:22
北陸電力社宅	9:24	13:24
はまなす園	9:25	13:25
赤住公民館	9:28	13:28
江野	9:31	13:31
百浦	9:32	13:32
南百浦	9:33	13:33
小浦	9:34	13:34
大津	9:35	13:35
上野	9:36	13:36
安部屋営団	9:38	13:38
安部屋港	9:40	13:40
町	9:42	13:42
川尻	9:44	13:44
高浜漁港口	9:45	13:45
志賀中学校前	9:48	13:48
高浜バスターミナル	9:49	13:49
(会場到着)	9:50	13:50
帰りに発時刻	12:00	16:00

行こう
申告会場へ!
無料臨時バスが
運行します!!



申告会場行 富来地域 臨時無料バス 時刻表

会場：富来支所

※帰りの出発時刻については、当日の状況などにより変更になる場合がありますのでご了承ください。

① 2月14日(金)

《熊野線》

バス停名	午前(発)
六実	8:19
熊野工芸工房	8:20
草木	8:22
小谷内	8:24
町居公民館	8:26
町居	8:28
日下田	8:30
中山	8:33
豊後名	8:34
三明	8:35
谷神	8:37
荒屋	8:38
牛下	8:42
生神	8:44
七海	8:46
(会場到着)	8:50
帰りに発時刻	11:00

② 2月17日(月)

《福浦線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
三明	9:21	13:21
中島	9:22	13:22
和光台	9:24	13:24
福浦郵便局前	9:31	13:31
丹和	9:32	13:32
福浦港	9:33	13:33
水の洞	9:34	13:34
巖門	9:38	13:38
牛下	9:41	13:41
生神海岸	9:44	13:44
七海	9:46	13:46
(会場到着)	9:50	13:50
帰りに発時刻	12:00	16:00

③ 2月18日(火)

《稗造線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
切留	9:10	13:10
鶉野屋	9:13	13:13
上鶉野屋	9:14	13:14
下鶉野屋	9:15	13:15
入釜	9:17	13:17
灯	9:19	13:19
楚和	9:20	13:20
尊保中央	9:23	13:23
尊保	9:25	13:25
今田	9:26	13:26
上和田	9:27	13:27
和田	9:29	13:29
下和田	9:31	13:31
田中	9:33	13:33
大西	9:34	13:34
貝田	9:36	13:36
広地	9:42	13:42
東小室	9:45	13:45
高田	9:47	13:47
地頭町	9:48	13:48
富来病院	9:49	13:49
(会場到着)	9:52	13:52
帰りに発時刻	12:00	16:00

④ 2月20日(木)

《増穂線》

バス停名	午後(発)
高爪山口	12:21
ふれあい文化センター	12:23
高爪神社	12:24
西大福寺中央	12:26
西大福寺	12:28
栢木(※)	12:32
栢木口(※)	12:33
稲敷	12:36
草江	12:37
若宮神社前	12:39
広覚寺前	12:40
八幡	12:42
領家住宅	12:44
領家北	12:47
(会場到着)	12:50
帰りに発時刻	15:00

※栢木区の皆さんへ

積雪でバスが通行できない場合は、防災行政無線でお知らせします。(国道沿いのバス停に変更になります)

⑤ 2月21日(金)

《西海線》

バス停名	午前(発)
久喜	8:28
千ノ浦西	8:30
千ノ浦	8:31
風無滝出	8:32
風無	8:33
風戸	8:34
文学碑前	8:35
富来漁港	8:37
地域福祉センター	8:39
龍護寺前	8:41
酒見	8:42
酒見東	8:43
相神	8:44
中浜	8:46
里本江	8:47
モチの木団地	8:48
とぎ保育園前	8:49
(会場到着)	8:50
帰りに発時刻	11:00

《西浦線》

バス停名	午後(発)
前浜	12:25
玄徳岬	12:26
笹波	12:27
鹿頭	12:30
農協前	12:31
鹿頭浜出	12:32
小窪	12:34
赤崎下出	12:35
赤崎上出	12:36
香能	12:40
地域福祉センター	12:44
増穂浦リゾート	12:46
小釜	12:49
(会場到着)	12:50
帰りに発時刻	15:00

⑥ 2月24日(月)

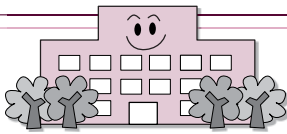
《西海線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
久喜	8:28	12:28
千ノ浦西	8:30	12:30
千ノ浦	8:31	12:31
風無滝出	8:32	12:32
風無	8:33	12:33
風戸	8:34	12:34
文学碑前	8:35	12:35
富来漁港	8:37	12:37
地域福祉センター	8:39	12:39
龍護寺前	8:41	12:41
酒見	8:42	12:42
酒見東	8:43	12:43
相神	8:44	12:44
中浜	8:46	12:46
里本江	8:47	12:47
モチの木団地	8:48	12:48
とぎ保育園前	8:49	12:49
(会場到着)	8:50	12:50
帰りに発時刻	11:00	15:00

⑦ 2月25日(火)

《西浦線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
前浜	8:25	12:25
玄徳岬	8:26	12:26
笹波	8:27	12:27
鹿頭	8:30	12:30
農協前	8:31	12:31
鹿頭浜出	8:32	12:32
小窪	8:34	12:34
赤崎下出	8:35	12:35
赤崎上出	8:36	12:36
香能	8:40	12:40
地域福祉センター	8:44	12:44
増穂浦リゾート	8:46	12:46
小釜	8:49	12:49
(会場到着)	8:50	12:50
帰りに発時刻	11:00	15:00



志賀町総合小学校建設検討委員会
事務局 ☎ 32-9360

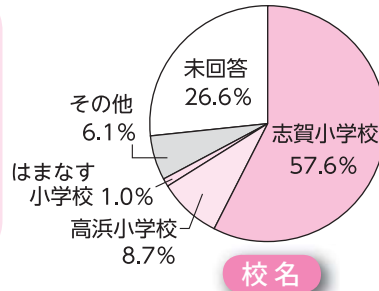
統合小学校建設検討委員会だより



【校名・校歌・校章に関するアンケート結果】

(1) 校名として適切だと思われるものがありましたら提案してください（記述式）

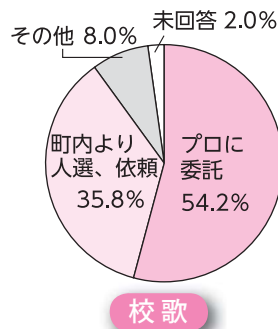
校名については、回答者が校名を記入する提案型でした。「その他」の回答率は6.1%ではありましたが、「志賀高浜小学校」、「志賀総合小学校」、「志賀中央小学校」など、いろいろな意見がありました。



前号に引き続き、校名、校歌、校章についてのアンケート結果をお知らせします。
統合小学校建設検討委員会では、本アンケート結果を尊重し、協議をすすめていきます。なお、アンケート結果は、志賀町ホームページでも公表しています。

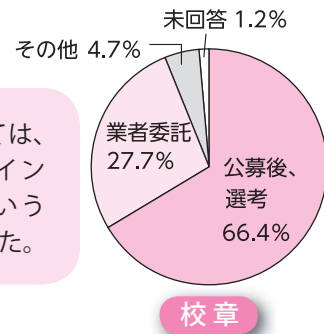
(2) 校歌の決定方法として適切だと思われるものを選んでください

校歌は、統合する各小学校校歌の歌詞を一部ずつ引用したり、児童生徒が作詞をしたりして、作曲のみをプロに委託するなどの意見もありました。



(3) 校章の決定方法として適切だと思われるものを選んでください

校章については、高校生にデザインを依頼するという意見もありました。



法律相談

・弁護士（元高等検察庁検事）、愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

遺贈について

Q：私は、妻に先立たれてしまい、身内は二人の子どもだけです。しかし、子どもたちは家を出て都会で働き、年に1、2回しか帰ってきません。一人暮らしの私が死んだ場合、日頃世話になってあげたいと思っていますが、それは可能ですか。

A：遺言によって、無償で財産を他人に与えることはできます。これを遺贈とい

財産を与えるというやり方です。包括遺贈は、具体的な財産が決められていないため、法定相続人である子どもたちと遺産分割協議に加わる必要があり、ここで子どもたちと無用な紛争を引き起こす可能性があります。また、包括遺贈では、被相続人の債務も同様に取得することになります。したがって、世話になっていたAさんに何らかの形で気持ちを残したいと思われているならば、特定遺贈を利用した方がよいでしょう。

いい、受け取るAさんを受遺者といえます。自分の財産をどのように処分しようとする自由です。そこで、遺言で相手の意思とは関係なく、遺言者の一方的な意思で相続人以外の他人に財産を与えることもできます。遺贈には、包括遺贈と特定遺贈があり、前者は、遺産の全部、または一定の割合（例えば3分の1）を与えるというやり方です。これに対して後者は、「Aさんに××所在の200坪の土地並びに130㎡の建物を与える」「Aさんに〇〇銀行に預金してある1,000万円を与える」というように遺言者が指定した特定の

なお、遺贈されたからといって、Aさんは必ず喜ぶとは限りません。不動産を貰っても管理できないので遺贈を受けたくないという場合も考えられます。このような場合、遺贈を放棄することができます。包括遺贈の場合は、相続人と同様、遺言者の死亡を知ったときから3カ月以内に放棄しなければなりません。しかし、特定遺贈の場合は、いつでも、放棄をすることができ、その方式も特段の定めがなく、通常の意味表示で足りません。そして、放棄の結果は、遺言者の死亡の時に遡ってその効力が生じるので、相続人の相続する財産の対象となり、相続人が、承継するということとなります。